

# B's事務所通信

# 9

September  
2011

発行:びいず社労士 FP 事務所  
〒466-0058 名古屋市昭和区白金 3-20-24-308  
TEL 052-881-0404 FAX 052-881-0440 email info@b-z.jp  
発行日:2011年9月1日 通巻 26号

## 最新情報

### 「雇用促進税制」がスタートしました！

平成 23 年度の「税制改正法」が6月 30 日に公布・施行されました。  
この改正により、雇用増に取り組む企業の税金の負担を減らす「雇用促進税制」が創設・  
拡充されました。

税制優遇制度は下記の3つです。御社も活用を検討してはいかがでしょうか。



#### 雇用増加企業向けの制度

##### 【対象企業】

従業員を1年間で10%以上かつ5人以上(中小企業は2人以上)増やすなどの一定の要件を満たした事業主

##### 【優遇】

法人税額(個人事業主の場合は所得税額)から、増やした従業員1人当たり20万円の税額が控除されます

##### 【手続】

目標の雇用増加数などを記した「雇用促進計画」を、事業年度開始後2か月以内に管轄のハローワークに提出する必要があります。8月1日から受け付けが開始されていますが、事業年度の開始が平成23年4月1日から8月31日までの間にある事業主は、10月31日まで受付期限が延長されます。

#### 次世代法認定企業向けの制度

##### 【対象企業】

「次世代育成支援対策推進法」の認定を受け、「くるみん」を取得した事業主

##### 【優遇】

一定の期間内に新築・増改築をした建物などについて、認定を受けた事業年度に32%の割増償却をすることができます。



#### 障害者多数雇用企業向けの制度

##### 【対象企業】

- 法定雇用率1.8%を達成している事業主で、雇用している障害者数が20人以上で、かつ、重度障害者の割合が雇用障害者全体の50%以上の企業(←下の2つの要件に、今回、この要件が追加されました)
- 従業員に占める障害者の割合が50%以上の企業
- 雇用している障害者数が20人以上で、かつ、従業員に占める障害者の割合が25%以上

##### 【優遇】

障害者を多数雇用する企業に対する機械などの割増償却制度が利用できます。

要件の詳細については、気軽にお問い合わせください。

## 無年金・低年金の発生を防止する 「年金確保支援法」

### ◆3つの法律の一部改正

8月初めに「年金確保支援法案」が国会で可決・成立しました。

この法案は、(1)国民年金法の一部改正、(2)確定拠出年金法の一部改正、(3)厚生年金保険法の一部改正から成ります。

### ◆法案の趣旨

この「年金確保支援法案」の趣旨は、次の通りとされています。

「将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う」

以下では、(1)～(3)のうち主な内容について解説します。

### ◆改正された主な内容

#### (1)国民年金法の一部改正

国民年金保険料の未納分を過去に遡って追納することのできる期間が、現行の「2年」から「10年」に延長されます。本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるようにするためです。期間の延長は3年間の時限措置です。

#### (2)確定拠出年金法の一部改正

加入資格年齢が、現行の「60歳」から「65歳」に引き上げられます。企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とするためです。

また、従業員拠出(マッチング拠出)を可能として所得控除の対象とします。そして、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員の自主努力を支援します。

#### (3)厚生年金保険法の一部改正

近年の経済情勢を踏まえ、母体企業の経営悪化等に伴い、財政状況が悪化した企業年金に関して措置が講じられます。

## 働く人の減少による 社会保障負担の増加

### ◆若年世代の労働者減少が要因

少子高齢化を背景に、労働力が大きく減少しているようです。

新聞報道によれば、会社員・自営業・求職中の人の合計である「労働力人口」は、2010年に6,241万人となり、5年前と比較して4.6%減少しています。

大きな理由は、若年者世代の人口が減っているため、社会保障の担い手もさらに少なくなっていくことが懸念されます。

### ◆総人口は5年前と比較して微増

2010年の総人口は1億2,806万人と5年前と比較して約0.2%増加していますが、労働力人口は同時期に300万人減りました。20～30歳代で250万人減ったことが大きな理由です。

日本の総人口に占める労働力人口の割合は1970年に初めて5割を突破しました。第2次ベビーブームで総人口が増え5割を割り込む時期もありましたが、働く女性が増えたことで1990年には再び5割を超えました。その後はこの水準を維持してきましたが、今回再び割りこみました。

### ◆地方工場などの海外移転に拍車

地方の工場などでは「国内で若年労働者が確保できない」として、中国をはじめとする海外に工場を移す動きも出始めています。

原発事故に伴う電力不足もあり、工場などの海外移転の傾向は今後も拍車がかかるものと思われます。

### ◆社会保障負担の増加に歯止めを

労働力の減少が続ければ、現役世代の社会保障負担が増えるのは必至です。

労働力の減少に歯止めをかけるため、政府は中長期的な視点で少子化対策を進める必要があるでしょう。

## 節電対策を契機に自己学習する人が増加

### ◆増加する「学び族」

節電対策で勤務時間を繰り上げたり、夏休みを長くしたりする企業が多い中、空いた時間を使って自己学習を行う「学び族」が増えているそうです。震災をきっかけとして自分のキャリアを見つめ直す人も多く、働くことに対する意識の変化が背景にあるようです。

### ◆仕事にやりがいを持ちたい！

「勤務時間繰上げ」や「残業禁止」を命じられた働く人が、終業後の時間を習い事や自己研鑽に充てる姿が目につくようになってきました。

習い事の情報誌が、「サマータイム制」などを導入した企業で働く男女(約 4,000 人)に調査したところ、独学も含めて何かを学び始めた人が 18%に達しています。

これまでは「目の前の仕事で一杯」と思っていた人も、「仕事にもっとやりがいを持てるようになりたい」と感じるケースもあるようで、夏休みに短期留学を計画する人もいます。

### ◆震災をきっかけに仕事を見直し

コンサルティング会社が全国の 18~65 歳の会社員(約 1,000 人)に「仕事の目標」を聞いたところ、「社会に貢献する仕事をしたい」と回答した人の割合が、震災前に比べてかなり増えたそうです。また、震災前に比べて「仕事のやる気が上がった」という人も約 4 割に上っています。

専門家は「震災後の支援の様子を見て、特定のスキルを持つ人の価値を実感した人が多く、特に若い人の間で知識を磨こうという意欲が高まっている」と指摘しています。

### ◆時間を視覚化することが秘訣

空いた時間を有効活用するには、「他人との約束だけでなく、自分 1 人で行う勉強や遊びの予定も含めて手帳に書き込み、時間を視覚化すること」が有効だそうです。

時間と自分の行動を結び付けて考える習慣がつくため、空き時間が明確になり、結果として勉強の計画も立てやすくなるということです。

## 女性だけでなく男性も「更年期障害」にご注意を！

### ◆真面目で神経質な人が多い

男性の更年期障害の主な症状は、意欲低下や疲労感、睡眠障害、勃起減退などで、主な原因は加齢にあるとされます。

50 代を中心として 40~60 代で多く見られ、加齢により男性ホルモンの「テストステロン」の分泌が減ることで起こるそうです。

また、ストレスによる要因も大きく、真面目で神経質な人が多いとも言われます。

### ◆ホルモン補充療法には副作用も

一般的な治療はホルモン補充療法であり、男性ホルモンを 2~4 週ごとに注射する治療を続けると、症状が改善することもあるようです。

ただし、ホルモン補充療法には副作用があり注意が必要です。例えば、前立腺がんの患者にとっては男性ホルモンが悪影響を及ぼす可能性があるため、治療前には前立腺がんの検査が必要です。

### ◆軽度のうつ病の疑いも

ホルモン補充療法により治る比率は 5~7 割と言われています。専門医は、「治らない患者の中には軽度のうつ病の疑いのある人がいる」と指摘しています。病院によっては、受診した患者の約 3 割の人が実はうつ病だったというケースもあったようです。

男性の更年期障害と軽度のうつ病との区別は非常に難しく、併発している場合も少なからずあるようです。

### ◆生活習慣の見直しが必要

うつ症状などの心理的な要因が強い場合は、心療内科や精神科などを受診して様子をみてから、更年期障害の専門医を受診すると良いそうです。

また、ストレスを取り除くために生活改善が重要であり、それには家族の協力も必要です。余暇を大事にしながら、自分に合った生活を送ることが症状緩和の近道ようです。

## 新情報！

# 平成 23 年度の地域別最低賃金額改定の目安を公表

本年7月27日に開催された第35回中央最低賃金審議会において、本年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が取りまとめられ、公表されました。

## 平成 23 年度の地域別最低賃金額改定の目安

今年は、大震災の影響などを理由に引き上げに反対する経営側と、底上げの必要を主張する労働側の意見の隔たりが大きかったため、最低賃金額改定の目安は、公益委員見解の形で提示されました。

これによりますと…

- ◆都道府県を4つのランクに分け、Aランクは4円、B～Dは各1円の引き上げ。
- ◆ただし、最低賃金が生活保護水準を下回っている9都道府県については、逆転現象の解消を考慮する措置をとる(うち宮城は震災の被害状況を配慮し1円の引き上げ)。  
…ということになりました。

答申を元に試算してみると、本年度の目安が示した引き上げ額の全国加重平均は6円となり、目安どおり引き上げられると、時給は平均で736円となります。

★答申された最低賃金額は、今後、都道府県労働局において、関係労使からの異議申出に関する手続きを経て、正式に決定されます。正式に決定されましたら、改めて事務所通信でもご紹介します。



## 新情報！

# 平成 23 年の民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

平成 23 年の集計結果がとりまとめられ公表されましたので、その概要をご紹介します。

## 平成 23 年の民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況



★平均妥結額は 5,555 円で、前年(5,516 円)に比べ 39 円の増。

★現行ベース(交渉前の平均賃金)に対する賃上げ率は 1.83%で、前年(1.82%)に比べ 0.01 ポイントの増。妥結額・賃上げ率ともわずかに前年を上回る。

〈補足〉集計対象は、資本金 10 億円以上かつ従業員 1,000 人以上の労働組合のある企業のうち、妥結額(定期昇給込みの賃上げ額)などを把握できた 322 社

★具体的な要求額を把握できた 293 社の平均要求額は 5,870 円で、前年(5,761 円)に比べ 109 円の増。

## お仕事 カレンダー

- 9/12 ●一括有期事業開始届の提出(建設業)  
主な対象事業:概算保険料160万円未満でかつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

- 9/30 ●8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 7月決算法人の確定申告・翌年1月決算法人の中間申告
- 10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告

あとがき◆当事務所より 今年の算定基礎届に対する決定通知書がようやく届き始めました。日本年金機構もまだまだ体製造りに悩んでいるようです。社会保険料は9月分から改定になります。給与ソフトの更新など、お忘れなくお願いいたします。